告示

○復興庁告示第二十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第八号））に係る指定金融機関を平成二十八年七月十九日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第三十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月三十日付けで認定した復興推進計画（登米市復興推進計画（認定番号宮城第六十二号））に係る指定金融機関を平成二十八年七月十九日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第三十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月三十日付けで認定した復興推進計画（水戸市復興推進計画（認定番号茨城第二十号））に係る指定金融機関を平成二十八年七月十九日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第三十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月三十日付けで認定した復興推進計画（神栖市復興推進計画（認定番号茨城第二十一号））に係る指定金融機関を平成二十八年七月十九日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第三十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月三十日付けで認定した復興推進計画（鹿嶋市復興推進計画（認定番号茨城第二十二号））に係る指定金融機関を平成二十八年七月十九日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○総務省告示第三百四号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十八年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十八年七月二十九日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
打出党	新藤　伸夫	新藤　伸夫	京都府京都市東山区今熊野南日吉町一一一―一九
大谷信盛後援会	花田　豊広	今井　暁史	大阪府茨木市彩都やまぶき四―一〇―五
憲政会	藤田　憲彦	藤田　憲彦	東京都大田区西蒲田七―五―三
新党フリーウェイクラブ	和合　秀典	深澤　学	埼玉県戸田市喜沢南二―四―一五
田島みわ後援会	今野　雅之	土田　詳子	東京都千代田区平河町二―七―五
頭山晋太郎後援会	頭山晋太郎	杉本登茂子	東京都千代田区平河町一―七―五
21世紀の日本を考える会	田島　美和	土田　詳子	東京都千代田区平河町二―七―五
山シロ博治後援会	戎井　浩一	戎井　浩一	大阪府大阪市北区天神橋三―九―二七
湯澤大地後援会	湯澤　大地	湯澤　大地	神奈川県鎌倉市大船一―二五―二三

○総務省告示第四号

経済産業省告示第四号

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省令第一号）第十一条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県のうち、同表の中欄に掲げる市町村について、平成二十八年経済センサス活動調査における調査を行う期間を、同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月二十九日

総務大臣　山本　早苗

経済産業大臣　林　幹雄

都道府県名	市町村名	調査を行う期間
熊本県	熊本市　菊池市　宇城市　阿蘇市　合志市　大津町　菊陽町　南小国町　西原村　南阿蘇村　御船町　嘉島町　益城町　甲佐町　山都町　氷川町	平成二十八年五月二十日から十月三十一日まで

○法務省告示第四百十三号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、袖ケ浦市役所又は千葉地方法務局木更津支局に照会すること。

平成二十八年七月二十九日

法務大臣　岩城　光英

千葉県君津郡**槍**葉村坂戸市場千四百六十九番地

武内　彦七

○法務省告示第四百十四号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年七月二十九日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉郡検見川町検見川六十番地

髙井傳二郎

○外務省告示第三百十一号

国際連合安全保障理事会決議第二千二百八十三号の決定に基づき、同理事会決議第千五百七十二号9から12まで及び同理事会決議第千九百七十五号12に定められた措置が終了したことを受け、平成十八年外務省告示第百三十一号、同第六百五十三号、平成十九年外務省告示第二十六号、平成二十年外務省告示第六百十六号、平成二十三年外務省告示第百四十九号及び平成二十七年外務省告示第二百号を、平成二十八年七月二十九日限り、廃止する。

平成二十八年七月二十九日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年七月二十九日

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗